

規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則二二―一三四

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―六）の一部を次のように改正する。

「IT統括幹 」「政策・財務局長

別表知事及び会計管理者本庁の項職の欄中 改革政策局長 を 地域経営局長

地域政策局長」 人財政策局長」

に改め、「消防防災政策幹」を削り、同表知事及び会計管理者地域機関環境科学国際センターの項職の欄中「研究企画幹」及び「副研究所長」を削り、同表教育委員会教育局本局の項職の欄中「教職員採用課及び小中学校人事課」を「小中学校人事課及び教職員採用課」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。